

出資証券の不発行のご案内

平素よりハナ信用組合をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

組合員の皆様からお預かりした出資金につきましては、出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様に令和3年4月1日より出資証券を不発行(ペーパーレス化)とさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆様の出資金については、組合員名簿により電子データにて一元管理されており、出資残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりませんのでご安心ください。

出資証券は受領書等と同様の「証拠証券」にすぎず、証券の有無により組合員の地位や権利が変動するものではありません。

今後、出資金残高等の内容につきましては、毎年6月に開催する当組合の通常総代会終了後に発行する「出資配当金通知書」にてご確認いただくとともに、ご要望により「残高証明書」(有料)を随時発行させていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、今後、脱退・相続・譲渡などのお手続きの際に、ご提示いただければ当組合にて回収させていただきますが、万一紛失されても出資金ならびに組合員としての権利等に何ら影響はございませんので、窓口にお届けいただく必要はございません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または渉外係へお問い合わせください。

Q 1. なぜ出資証券を不発行とするのですか

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と異なり、日常的に出し入れすることがなく、長期にわたって保管しなければならないため、脱退・相続・譲渡の際に証券の紛失のお申出も多く、皆様にご負担をおかけしております。

出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、組合員の皆様のご負担を減らすことができます。また、再発行の際には手数料を頂戴してまいりましたが、今後は再発行もいたしませんので、ご負担もございません。

Q 2. 手元にある出資証券はどうすればいいの

A 2. 現在お持ちの出資証券は、組合員ご加入時に出資金をお預かりした証として発行してまいりましたが、今回の出資証券の不発行に伴い保管の必要はなく、組合へご返却いただく必要もございません。そのまま保管いただいても結構です。

Q 3. 脱退・譲渡などをするとき出資証券はどうすればいいのですか

A 3. お手続きの際に出資証券をご提出いただければ当組合にて回収いたします。なお、出資証券を紛失した場合は、本人確認書類と出資届出印鑑をお持ちください

Q 4. 新たに組合員になったときは、出資証券に代わるものはありますか

A 4. 出資金のお預かりの際に「出資加入受付書」を発行いたします。